

答申素案の概要(案)

グローバル化等
社会の変化に対応した
総合的な知の必要性

地域の社会構造の変化

教育基本法の改正

「生涯学習の理念」(第3条)、「家庭教育」(第10条)、
「社会教育」(第12条)、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(第13条)

新しい時代に対応した自立した個人や地域社会の形成に向けた
生涯学習振興・社会教育の再構築

学習成果の活用

国民一人一人の生涯を通じた
学習への支援

個人の要望 + 社会の要請

- 変化に対応し、社会を生き抜く力の育成
- 多様な学習機会、相談体制の充実
- 再チャレンジ可能な環境の整備 等

「**知の循環型社会**」

社会全体の教育力の向上

- 身近な地域における家庭教育支援
- 地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくり
- 社会教育施設等のネットワーク化
- 大学等との連携 等

新たな学習

新たな施策

○社会教育関係三法の改正

- ・教育委員会の新たな役割の明確化(学校支援活動や家庭教育支援等)
- ・司書及び学芸員等の資格要件の見直しと研修の充実 等

○地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくり

- ・放課後子どもプラン、学校支援地域本部事業の推進 等

○学習成果の評価の仕組み

- ・民間事業者が行う評価の客観性や質を担保する新たな仕組み 等